

## 国際課税制度に関する意見 (研究会の議論の整理)

平成 28 年 3 月  
日本企業の海外展開を踏まえた  
国際課税制度の在り方に関する研究会

### <はじめに>

- 平成 27 年 6 月以降、経済産業省の委託事業の一環として開催されてきた「日本企業の海外展開を踏まえた国際課税制度の在り方に関する研究会」(座長:早稲田大学大学院、青山慶二教授)においては、日本の現行税制の現状と問題点を分析しつつ、日本企業の国際競争力及び日本の立地競争力並びに BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転) プロジェクトを含めた国内外の国際課税制度の動向等、多様な観点から外国子会社合算税制(以下「CFC (Controlled Foreign Company) 税制」という。)を中心とした国際課税制度の在り方を議論してきた。
- 同年 10 月には、本研究会第 1 回から第 4 回会合における研究会メンバーによる様々な意見について「中間論点整理」として公表したところ。
- 本意見は、CFC 税制を中心とした国際課税制度の在り方等について、「中間論点整理」を踏まえつつその後の第 8 回会合までに行われた議論を整理したものである。
- CFC 税制を含めた国際課税制度の見直しに当たっては、国内外の動向を踏まえつつ、今後、総合的な観点から更に具体的な検討を深めていく必要があるが、本意見はあくまでも一つの考え方として整理したものであり、今後の税制の見直しに際しての幅広い議論の一助となれば幸いである。

### <研究会各回の議題>

第 1 回: グローバル企業立地の現状

第 2 回: 各国における国際課税制度の概要

第 3 回: 外国子会社配当益金不算入制度の経済効果

企業のグローバル活動の実態と現在の国際課税制度との関係

第 4 回: 主要各国の企業実態及び産業政策と税制との関係

第5回: BEPS プロジェクト各行動の最終報告書の概要

今後の検討事項

第6回: 外国子会社合算税制の基本的な位置付け

外国子会社合算税制と移転価格税制・租税条約との関係

CFC 税制における二重課税の排除及び二重非課税の排除

第7回: 主要各国における BEPS 対応の動向

各ビルディングブロックの検討

引き続き検討すべき国際課税制度等の課題

第8回: CFC 税制の在り方(案)

#### <研究会メンバー>

(座長)

青山 慶二 早稲田大学大学院 会計研究科 教授

(座長代理)

本田 光宏 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス科学研究科 教授

(有識者)

川田 剛 税理士法人山田&パートナーズ 前会長

国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー

鈴木 将覚 みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員

田近 栄治 成城大学 経済学部 教授

日置 圭介 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 執行役員

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授

吉村 政穂 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

(産業界)

青山 雅之 日本パーカライジング株式会社 国際本部事業推進室長

菖蒲 静夫 キヤノン株式会社 財務経理統括センター 税務担当部長

佐賀 一彦 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 経営企画部経営調査室 担当次長

鈴木 一路 株式会社LIXIL 執行役員 経理本部 税務部長

豊原 寛和 日産自動車株式会社 財務部 税務グループ 課長

原 伸明 イオン株式会社 単体経理部 部長

横田 佳明 丸紅株式会社 経理部 税務課長

※ 本研究会は、経済産業省貿易振興課による委託調査事業の一部を成すものでもあり、本意見の前提である研究会における議論の詳細その他の調査結果に関しては、PwC 税理士法人(委託事業受託者・研究会事務局)による委託調査事業報告書を参照されたい。

## 目次

### I. 基本的な視点

1. BEPS プロジェクトを巡る動向	5
(1) BEPS プロジェクト最終報告書の位置付け	5
(2) 行動3最終報告書の概要	7
(3) BEPS プロジェクトに対応する各国の動向	9
2. 競争力強化を念頭においた国際課税制度の在り方	10
(1) 日本企業の国際競争力の実態	12
(2) 日本の立地競争力の実態	18
3. 現行 CFC 税制の問題点	19
(1) 制度目的や対象所得の不明確性	19
(2) 制度の複雑性	19
(3) 日本企業の実態との乖離	20
4. 税制全体との関係	21
(1) テリトリアル方式への移行との関係	21
(2) TP 税制との関係	22
(3) 租税条約との関係	22
(4) 法人実効税率引下げとの関係	23

### II. CFC 税制の在り方

1. 考えられる CFC 税制の方向性	23
(1) CFC 税制の目的及び対象	23
(2) 制度の簡素化	23
(3) 合算対象所得の絞り込み方法	24
2. 具体的な検討(各判定段階における基準等の考え方)	27
3. 考えられる CFC 税制の方向性を念頭においた当面の対応	32

### III. その他の国際課税制度に関する検討課題

1. インバージョン対策	32
2. その他の事項	33

## I. 基本的な視点

○ CFC 税制を中心とした国際課税制度に関する本研究会における議論は、主に次の基本的な視点を踏まえて行われた。

※ なお、平成 28 年度与党税制大綱において、「外国子会社合算税制については、喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとする BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」と記載されている。

### 1. BEPS プロジェクトを巡る動向

#### (1) BEPS プロジェクト最終報告書の位置付け

○ 先進国財政が悪化する中、一部の米国多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れが欧州において顕在化したことを契機として、平成 24 年 6 月から、OECD+G20 各国の枠組みにより、二重非課税の防止等を目指す BEPS プロジェクトが開始された。平成 27 年 10 月には、15 の行動計画からなる BEPS プロジェクトの最終報告書が公表された。

○ 最終報告書の勧告内容は、項目により規範性が異なっており、ミニマム・スタンダード、ベスト・プラクティス等が混在している。CFC 税制に関する BEPS 行動計画 3 最終報告書 (以下「行動 3 最終報告書」という。) の勧告は、履行に当たって各国の裁量が最も大きい「ベスト・プラクティス」とされている。なお、ミニマム・スタンダードとされた項目でも、その具体性に濃淡が見られ、さらにそもそも結論が先送りとされた勧告もある。

○ OECD+G20 を中心とした各国による最終報告書に整合的な国際課税制度の速やかな見直しが期待されているところであり、各国が調和の取れた形で国際課税制度の改正を行えば、日本企業にとっては海外での公平な競争条件の確保につながると考えられる。

○ 他方で、BEPS プロジェクトの契機は、欧州に於ける一部の米国多国

籍企業によるアグレッシブなタックスプランニング、特に第三国を利用した巧妙な租税回避による二重非課税問題である。こうした問題を解決するためには、まずは、欧米関係国における税制の変更が必要不可欠である。

- 仮に各国が調和の取れた形で国際課税制度の改正を行わず、日本のみが課税強化することとなれば、後述する日本企業の健全な事業活動に由来する「稼ぐ力」(日本企業の国際競争力)及び日本の立地競争力が損なわれるおそれがあることに留意が必要である。また、日本企業は欧米多国籍企業ほどアグレッシブなタックスプランニングを多用していないといった点、また、最終報告書において示されている移転価格税制(以下「TP(Transfer Pricing)税制」という。)における文書化や所得相応性基準の導入は、新興国を中心に BEPS プロジェクトの想定を超えた課税強化を招き、二重課税を誘発するおそれがある点、二重非課税が生じるおそれのないような場合にまで最終報告書の勧告を一律に採用するとなれば、逆に二重課税を招来するおそれがある点を十分に踏まえる必要がある。こうした観点からも、最終報告書を踏まえた各国における今後の履行の在り方を注視することが極めて重要である。

図表1: BEPS 最終報告書の位置付け

行動計画		勧告の内容等	規範性
1	電子商取引課税	電子経済から生ずる問題とその対応に係る報告書	電子商取引における問題点の提示のみ
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	モデル租税条約の改正・国内ルール設計に関する勧告	共通のアプローチの採用
3	効果的な CFC ルールの設計	国内ルール設計に関する勧告	ベスト・プラクティスの提示
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	国内ルール設計に関する勧告、移転価格ガイドラインの改正	共通のアプローチの採用
5	有害税制への対抗	加盟国制度のレビューの最終化、OECD 非加盟国に参加を拡大する戦略	新たなミニマム・スタンダードの導入
6	租税条約の濫用防止	モデル租税条約の改正・国内ルール設計に関する勧告	新たなミニマム・スタンダードの導入、既存基準の改正
7	恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止	モデル租税条約の改正	既存基準の改正
8	TP 税制 (①無形資産)	移転価格ガイドラインの改正 (及びモデル租税条約の改正)	既存基準の改正
9	TP 税制 (②リスクと資本)		
10	TP 税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)		
11	BEPS の規模や経済的効果指標の集約及び分析方法の策定	収集されるデータとその分析に関する勧告	-
12	タックスプランニングの開示義務	国内ルール設計に関する勧告	ベスト・プラクティスの提示
13	移転価格関連の文書化の再検討	移転価格ガイドラインの改正・国内ルール設計に関する勧告	新たなミニマム・スタンダードの導入
14	相互協議の効果的実施	モデル租税条約の改正	新たなミニマム・スタンダードの導入
15	多国間協定の開発	関連する国際広報及び租税問題を特定する報告書、多国間協定の開発	-

## (2) 行動3最終報告書の概要

- まず、BEPS プロジェクトは、「経済活動又は価値創造の場で課税する」という方向性を示している。このような国際課税制度の在り方に関する基本的な指針を提示したことには大きな意義が認められ、日本の

税制設計に際しても、こうした方向性が尊重されるべきと考えられる。

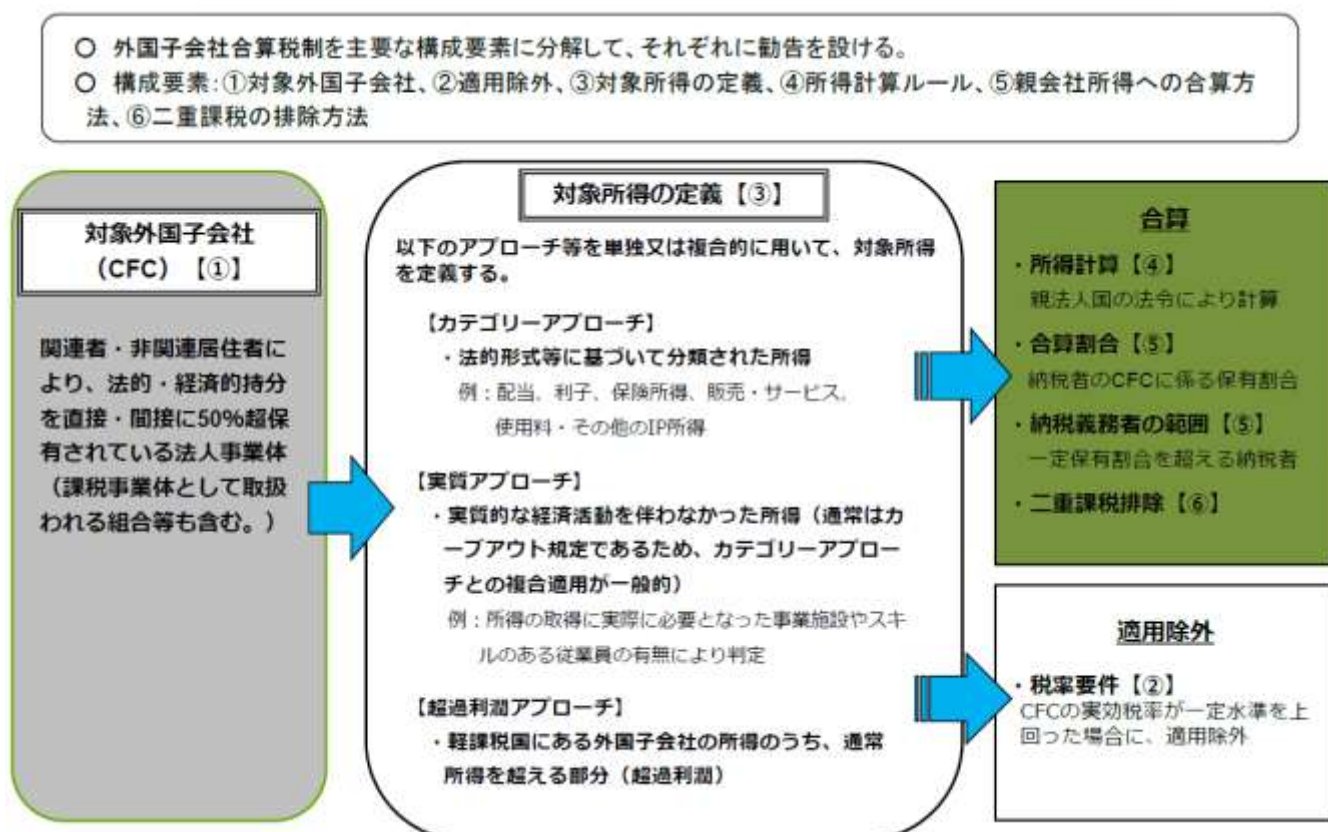
- 行動3報告書では、各国の BEPS リスクに応じた効果的な CFC ルールの設計が主題とされており、「経済活動又は価値創造の場での課税」という方向性を踏まえてまとめられている。ポイントは以下のとおり。
    - ① CFC 税制は、一般に歳入確保措置ではなく租税回避防止措置である。つまり、課税権確保のみならず、自国企業の実態を踏まえた、焦点の合った租税回避防止措置を設計する必要がある。
    - ② CFC 税制は、TP 税制を補完する関係にある。つまり、一方の強化は他方を補完する効果を有する。
    - ③ 課税当局及び納税者の負担を減少し、効果的な制度を設計する必要がある。
    - ④ CFC 税制と進出先国の法人課税等との二重課税を排除する必要がある。
    - ⑤ 全世界所得課税方式を採用する国は CFC 税制の対象を広くし、テリトリアル方式を採用する国は同税制の対象を限定し親会社に帰属すべき所得のみとすることが、より一貫性のある対応となる。
    - ⑥ 税制の設計に際しては、課税権の確保と、企業及び立地の競争力とのバランスを取る必要がある。例えば、CFC 税制を強化すれば、企業の競争力が損なわれ、インバージョンを引き起こし、ひいては立地競争力も損なわれる面がある。
    - ⑦ CFC 税制の設計においては、自国の税源浸食に焦点を当てるアプローチと、第三国の税源侵食をも含めるアプローチの双方があり得る。
- 行動3最終報告書は、上記のような CFC 税制の設計に当たっての前提を示した上で、各国の裁量に委ねられるベスト・プラクティスとして、具体的な CFC 税制の構成要素を勧告している。
- CFC 税制に関する行動3最終報告書の第一の目的は、CFC 税制未導入国に対して制度のガイダンスを提供することによる導入促進にあり、既導入国に対して、改正を義務付けるミニマム・スタンダードではない。一方で、当該最終報告書は既導入国に対しても、自国の裁量に基づき選択可能なベスト・プラクティスを提示するものとして位置付けられている点を踏まえれば、日本の CFC 税制の検討に当たって



も参考とすべき点はある。

※ 行動3最終報告書の題名は、ドラフト時の「CFC 税制の強化」ではなく、「効果的な CFC 税制の設計」にトーン・ダウンされている。

図表2: 行動3最終報告書の構成要素の概要



出典「内閣府 HP：第6回国際課税ディスカッショングループ（2015年10月23日）財務省資料」

### (3) BEPS プロジェクトに対応する各国の動向(平成28年2月時点)

#### ① 米国

○ 米国では、一部で法人税率の引下げやテリトリアル課税方式の導入等、競争力強化を意識した改正等も議論されているものの、大統領選に向けた政治状況から、当面は BEPS プロジェクト等を踏まえた大規模な法律改正は見込まれない。現時点において、CFC 税制の改正の動きも見られない。他方、最近、欧州において米国系企業に対する国家補助金ルール等を用いた課税強化の動きが出てきており、これへの反発から、欧州が主導してきた BEPS プロジェクトに対して違和感が強まってきている様子が窺える。

## ② 英国

○ 英国は、BEPS プロジェクトを主導してきた国の1つであるにも関わらず、最近、「迂回利益税」と呼ばれる自国の税源侵食に対応するための制度を独自に導入し、同プロジェクトの範疇外の措置として各国から批判を受けている。他方、現時点において最終報告書を踏まえた CFC 税制の改正の動きは見られない。なお、英国の同税制は平成 25 年に自国企業の国際競争力の観点から、エンティティ単位での適用除外判定とインカム(トランザクション)単位での合算所得判定を行うハイブリッド型に移行している。

## ③ その他各国の動向

○ EU の中でも、CFC 税制導入済みのドイツ及びフランス等においては、現時点において最終報告書を踏まえた CFC 税制の改正の動きは見られない。また、CFC 税制未導入のオランダは、「最終報告書を踏まえた CFC ルールへの対応は各国独自ではなく EU 全体で進めるべき」という見解を示している。なお、EU においては平成 28 年 1 月に CFC 税制を含めた指令案が公表されている。

## ④ 日本

○ 平成 27 年に BEPS 行動計画 1 に対応し、国境を越えたインターネット取引等に対し消費税を課すとともに、BEPS 行動計画 2 に対応し、配当益金不算入制度において進出先国の現地で損金とされる配当を非課税対象から除外する等の措置を行った。さらに、BEPS 行動計画 13 に対応し、移転価格の文書化について平成 28 年に早速導入が予定される等、BEPS プロジェクトに沿った制度強化の動きが、着実に進められている。これは、アグレッシブなタックス・プランニングを行っている企業が多く存在する欧米諸国の動きが、むしろ鈍いことと比べて対照的な動きとも考えられる。

## 2. 競争力強化を念頭に置いた国際課税制度の在り方

○ 一般にどの国も自国の競争力強化を念頭においた政策的プライオリティーの中で、自国に最適な国際課税制度を設計している。日本が推進するいわゆる「アベノミクス」においては、「稼ぐ力」と立地競争力を高め、日本経済の再興につなげることを重要政策として掲げており、このような政策的プライオリティーを踏まえた国際課税制度の設計が必要である。こ

の点、CFC 税制に関する行動3最終報告書においても、ルール設計においては課税権の確保と競争力(企業の競争力と国家の競争力)とのバランスを図る必要があるとされている。

※ ここでの「立地競争力」とは、海外展開を行う国内外の企業が日本に立地する際に考慮するビジネス環境を念頭に置いている。立地競争力が高ければ、一般的には、国内企業の海外への拠点の流出は抑制される一方、外国企業の国内への拠点進出が促進されるものと考えられる。

#### <欧米の例>

○ 米国は、これまで自国の巨大な市場及び効率的な事業インフラ等を背景とした高い立地競争力を前提に、比較的高い法人税率の下で全世界所得課税方式を維持することにより、国外所得に対する課税権を確保しつつ、外国子会社留保所得に対しては本国課税が繰り延べられる等の自国企業の国際競争力強化に資する税制を構築してきたのではないかと。

○ 英国は、自国市場が必ずしも巨大でないため、法人税率の引下げや CFC 税制の簡素化等により、外国企業にとってのビジネス拠点としての魅力たる立地競争力を高める政策を追求してきたのではないかと。

※ 欧州では、一般に、外国子会社の配当及び株式に係るキャピタルゲイン(英国等においては更に外国支店の稼得利益も含む)に対する課税免除方式(「国外所得免除方式」又は「テリトリアル方式」ともいう。)を採用し、自国企業の国際競争力確保につなげている。

○ 日本企業の海外展開の実態を見ると、近年は海外の成長市場への事業展開により利益を上げつつ、それに伴って日本国内への資金還流も増加させており、今後、国内への新規投資につながることを期待される。国際課税制度の設計に当たっては、こうした日本経済の活性化につながる企業の「稼ぐ力」の促進の観点が必要であり、そのために、海外市場における他国企業との間での公平な競争条件を確保しつつ、日本への資金還流の円滑化を図るべきである。

○ また、日本企業においては、一部の欧米多国籍企業に見られるようなアグレッシブなタックスプランニングを駆使した租税回避は一般的には見

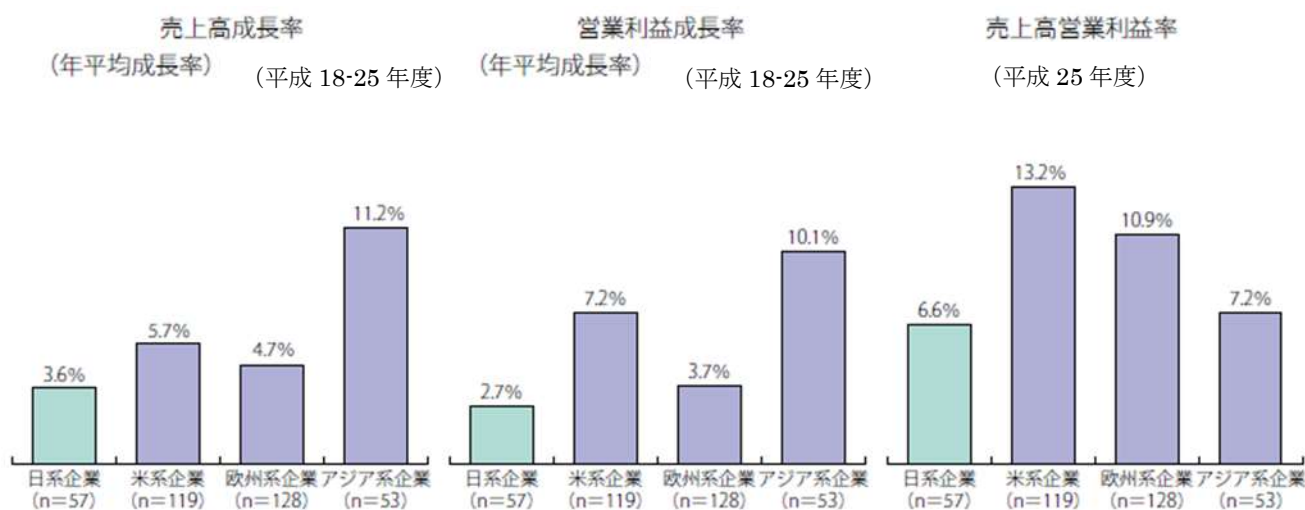
られないこと、納税者のコンプライアンスコスト及び課税当局の執行コストが過度に発生しないような税制の簡素化が求められることにも、十分留意する必要がある。

## (1) 日本企業の国際競争力の実態

### ① 日本企業の海外利益等

- 国内立地企業に比べた海外現地法人の海外利益等は、平成7年度から平成24年度の間、売上高で2倍、経常利益で3倍に拡大している。
  - 一方、欧米企業やアジア系企業に比べると、海外展開を行う日本企業の利益率や成長率は依然として見劣りするのが現実である。
- 日本企業の稼ぐ力を向上するため、海外での公平な競争条件の確保を図ることが必要である。

図表3: 売上高成長率、営業利益成長率、売上高営業利益率の比較

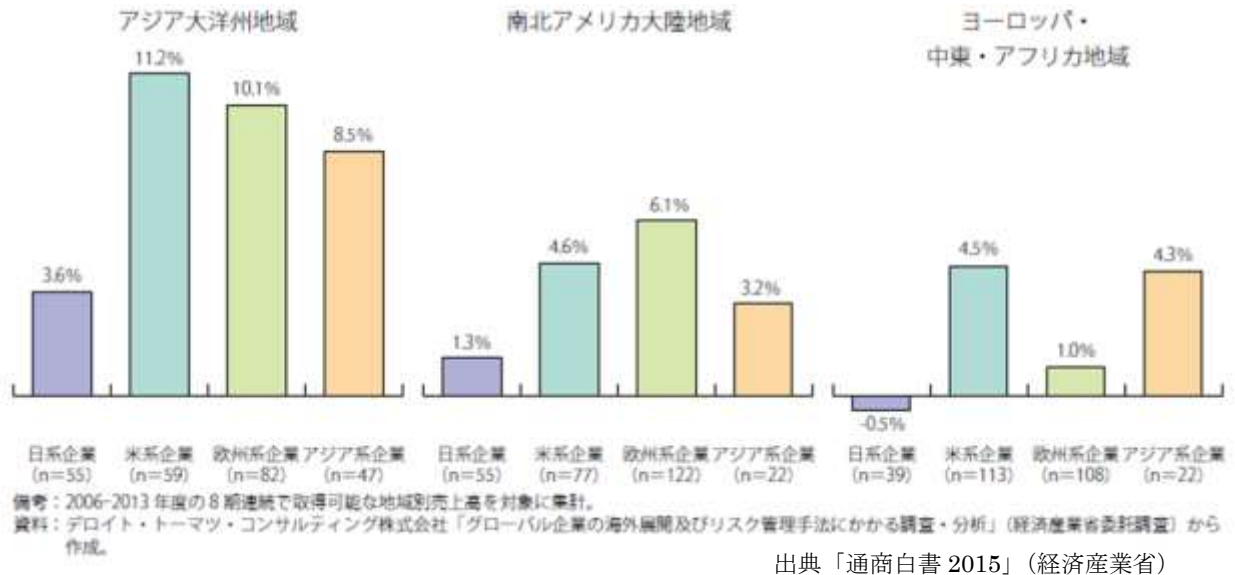


備考：連結売上高・営業利益を2006-2013年度の8期連続で取得可能な企業を対象に集計。

資料：デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社「グローバル企業の海外展開及びリスク管理手法にかかる調査・分析」(経済産業省委託調査)から作成。

出典「通商白書2015」(経済産業省)

図表4：地域別の売上高成長率比較

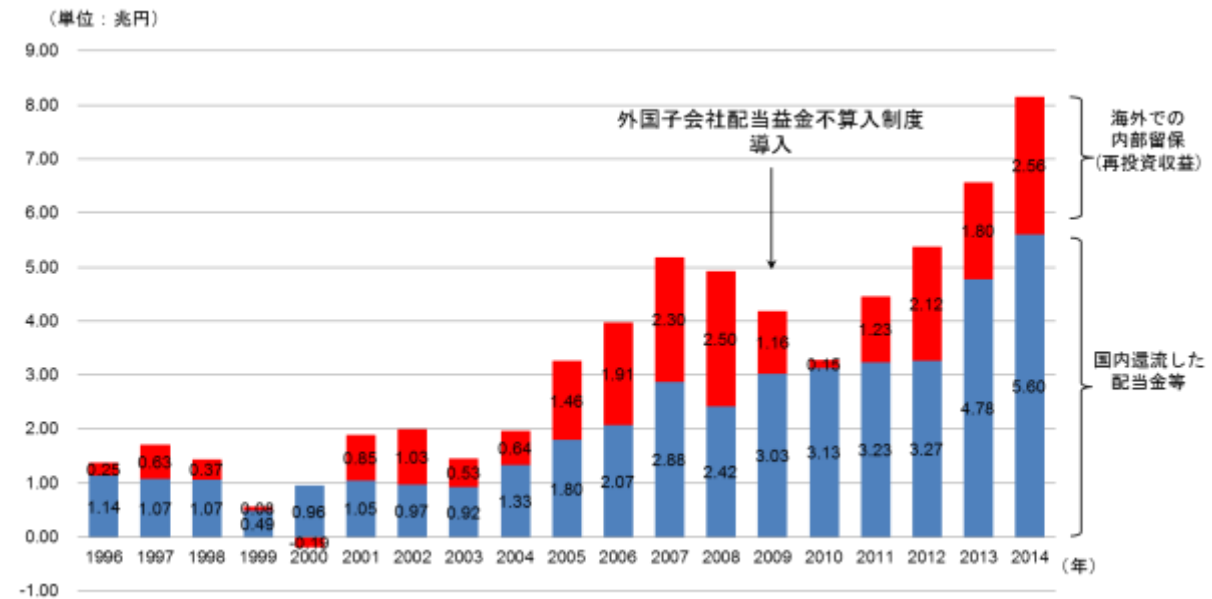


## ②国内還流の実態

### a) 配当

- 外国現地法人から国内への配当は、平成8年から平成26年の間に約5倍に拡大。日本企業が海外で稼いだ資金の国内還流の動きは、中長期でも増加する傾向が続いている。
- 外国現地法人からの配当金額は、外国子会社配当益金不算入制度（以下「配当益金不算入制度」という。）導入前と比較すると約2倍に増加している。この背景には、日本企業の外国現地法人の業績向上や円安等の影響に加え、同制度の導入があると考えられる。

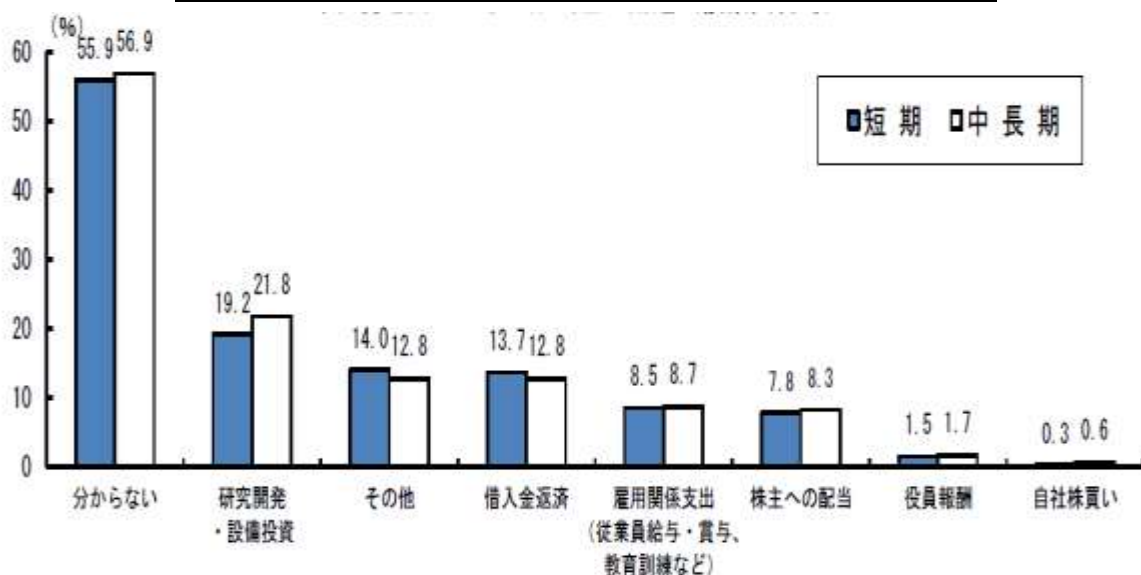
図表5: 対外直接投資収益と配当金額の推移



資料: 財務省・日銀「国際収支統計」から作成。

- 国内に還流した資金の用途については、「不明」との回答が最も多いものの、続いて「研究開発・設備投資」との回答が多い。日本の配当益金不算入制度は、国内投資の促進にある程度寄与した可能性がある。これに対し、米国が平成 16 年に導入した還流促進目的の税制である本国投資法(HIA: Homeland Investment Act)においては、一時的な措置であったこと等を背景に、還流した配当の過半が一時的な自己株式購入という株主還元に戻されたという分析がある。
- 国際課税制度の検討に当たっては、引き続き日本企業による国内への資金還流の円滑化の観点が必要であると考えられる。

図表6: 現地法人からの配当金の用途(複数回答可)



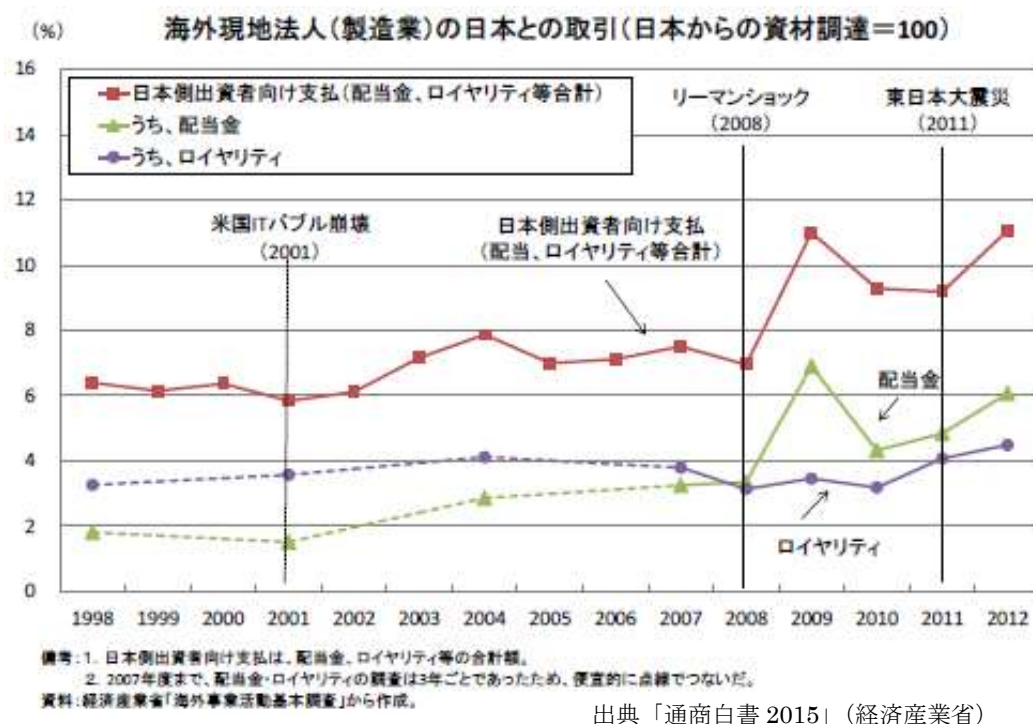
出典「第44回海外事業活動基本調査」(経済産業省)

○ なお、配当益金不算入制度については、軽課税国へ所得を移転する節税行動を助長するおそれがあるとの見方も一般に根強くあったが、導入後も軽課税国の外国現地法人からの配当が顕著には増加していないという実証分析があり、これまでのところ、そのような見方は裏付けられていない。また、配当益金不算入制度の導入直後に、CFC 税制において資産性所得を合算対象所得に取り込む課税強化が行われたことも、軽課税国への所得移転の抑止に寄与したとの見方もあるが、いずれにせよ、この資産性所得規定による課税実績はほとんどないのが実態である。

b) ロイヤルティ(使用料)

○ ロイヤルティによる還流は、配当と比較して相対的に伸び悩む傾向にある。これは、配当益金不算入制度の対象外であること以外にも、外国における送金規制の存在、各国の TP 税制の執行の厳しさ、租税条約上の源泉税率等が影響している可能性がある。

図表7: 配当金額とロイヤルティの推移比較



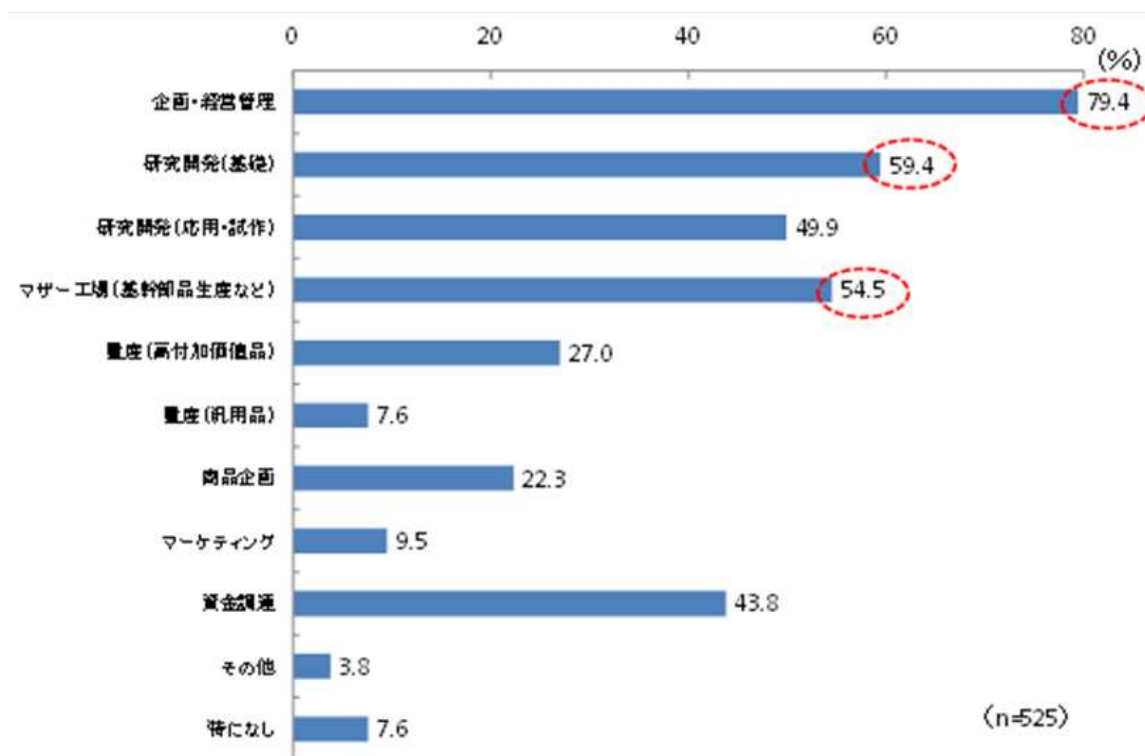
### ③ 日本企業の海外展開の形態

- 先進的な欧米企業は、法人等のエンティティー・ベースで事業に必要な機能配置を行うのではなく、各機能を分解、統合し、それらにとって最適なロケーションを選択し、配置する傾向にある。
  - 一方、日本企業は、企画・経営管理等の統括機能、基礎分野の研究開発機能及び基幹部品生産等のマザー工場を国内に留保し、専ら、生産、販売等の実態を伴う機能をマーケットに近い海外に移転させ、しかも、エンティティー単位で配置する傾向にある。
  - 特に、要素技術の開発と製品の組立てとの摺合せにより付加価値を高める機能は、海外に切り離すことができないため、国内に留保する傾向がみられる。
  - これらを背景として、日本企業においては、欧米多国籍企業のような無形資産の軽課税国への移転、第三国を利用したアグレッシブなタックスプランニング等は、これまでのところ、一般には観察されていない。
- 国際課税制度の検討に当たっては、欧米多国籍企業特有の租税回避の実態だけを想定したものではなく、こうした日本企業の実態



を踏まえる必要がある。

図表8: 国内に留保する方針の機能



出典「企業行動に関する意識調査 2014 年」(日本政策投資銀行)

#### ④ 税務インフラの実態

- 日本企業においては、一般にグローバル化が欧米企業ほどには進んでいないことに加え、法令遵守意識が比較的高く、そもそも海外子会社の利益率が低いこと等を背景に、グローバル・タックス・マネジメントを実行するためのインフラ整備(IT や人材など)に十分な投資を行っていない傾向が見られる。
- 一部の欧米多国籍企業のようにアグレッシブなタックスプランニングが多用されないこと背景となっている。

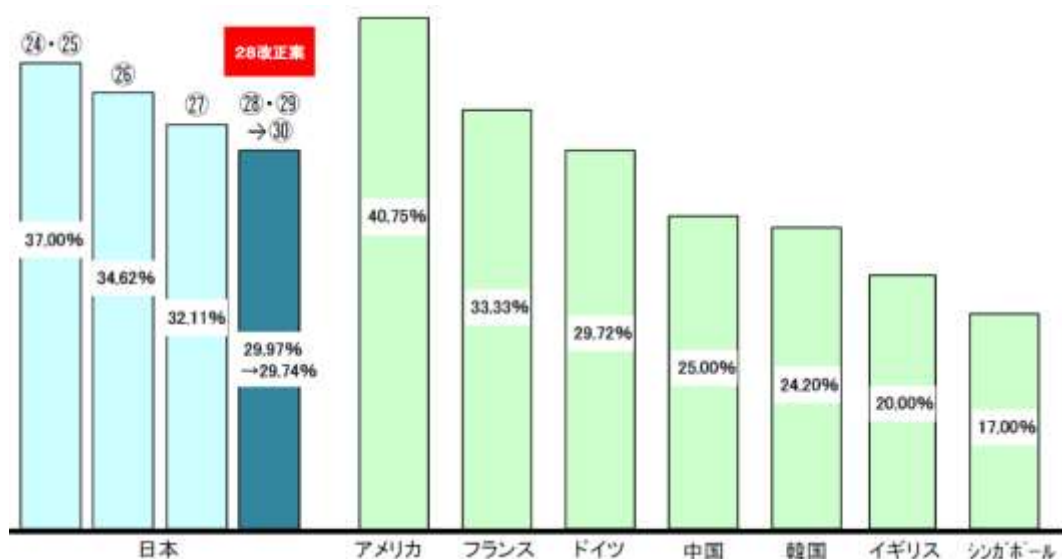
図表9:親会社の税務部門の状況



(2)日本の立地競争力の実態

- 日本は他国と比較して厳しい労働規制や高い法人実効税率等により立地競争力が低いと言われてきた。
- ただ、近年、法人実効税率の引下げが行われてきている。安倍政権発足以来、法人実効税率は37%から32.11%まで約5%の引下げが実現し、28年度からの20%台への引下げも予定されている。また、立地競争力のバロメーターとも言える国内への直接投資残高は、直近では過去最高の23.3兆円(平成26年度末)となっている。

図表 10: 法人実効税率の推移と国際比較



出典「財務省 HP」

### 3. 現行 CFC 税制の問題点

#### (1) 制度目的や対象所得の不明確性

- 昭和 53 年に CFC 税制が創設された当初、本税制は軽課税国を利用した不当な租税負担軽減を図る租税回避防止目的規定と説明された。
- その後、日本が(米国同様)全世界所得課税方式を採用していることを強調した「CFC 税制は課税繰延防止目的規定である」との考え方も優勢となる中、本税制の目的が不明確となり、課税対象も曖昧となっていた。
- しかし、平成 21 年の配当益金不算入制度の導入により、全世界所得課税方式を拠り所とする課税繰延防止目的とする考え方は説得力を失い、現在では CFC 税制は主として租税回避防止目的規定であると整理し直されている。
- ただ、CFC 税制により本来防止されるべき租税回避の具体的な内容は、依然、明確ではない。このことが、エンティティー・ベースで原則課税とした後、適用除外基準を満たした場合のみ非課税とする厳格な税制の枠組みと相俟って、オーバー・インクルージョンを生み出しやすい構造を形成している。
- なお、行動3最終報告書においても、CFC 税制は、一般に歳入確保措置ではなく租税回避防止措置とされている。日本企業の実態を踏まえた上で、租税回避行為を牽制する観点から、オーバー又はアンダー・インクルージョンを生み出さない、焦点の合った課税制度を目指す必要がある。

#### (2) 制度の複雑性

- CFC 税制の適用除外基準の多くは、実質的には業種に着目して取引を分類すること(トランザクショナル要素)を志向したものの、エンティティー・アプローチを前提としていたために、主たる業種を判定する必要がある等、極めて複雑なものとなった。
- その後、本税制と密接に関連する TP 税制や配当益金不算入制度等の国際課税制度が導入された際にも、CFC 税制の目的の明確化や抜本的な見直しはなされなかった。むしろ、個々の問題に対応するための改正が積み重ねられた結果、更なる制度の複雑化を招いたとも

言える。そのような改正には、適用除外基準の後に資産性所得を取り込む改正も含まれている。

- この結果、現行 CFC 税制は、適用除外と判定されない場合にはすべての所得が合算される一方、適用除外の判定をクリアしてもなお個別の所得レベルでの合算所得の判定が必要（「合算ルートの複線化」）であったり、適用除外について更なる例外規定が存在する等、極めて複雑な制度となってしまうている。

### (3) 日本企業の実態との乖離

- 現行 CFC 税制は、グローバル化しつつある日本企業の海外展開の実態に十分追いついていない面が多い。例として、現在、厳格な「事業基準」が採用されている点がある。最近でも、「株式等保有業」の基準が事業統括会社等の日本企業の海外展開の実態と乖離していることが問題となり、平成 22 年に改正が施された。また、「航空機リース業」についても、外国子会社が所在地国で実体のある事業を行っていても、主たる事業が「航空機リース事業」であるということのみをもって、合算対象所得として扱われる例が見られる。
- また、香港の子会社が中国の会社に原材料を提供し製造委託を行い、中国の会社で製造された製品を香港子会社が引き受けるいわゆる「来料加工」事業は、海外で実体的な経済活動が行われているにもかかわらず、厳格に「所在地国基準」を適用しようとする結果、合算対象所得として扱われてしまう結果となる。
- さらに、損害保険会社が英国ロイズ市場で事業を行う場合、資金提供会社と管理運営会社をそれぞれ設立する必要があり、実体的な経済活動が行われているにも関わらず、資金提供会社は「実体基準」及び「管理支配基準」を、また、資金提供会社と専ら取引を行う管理運営会社は「非関連者基準」を満たすことができないことから、合算課税の対象として扱われてしまいかねないという事態が生じた。
- 翻ってみるに、こうした現行 CFC 税制における扱いは、「経済活動又は価値創造の場での課税」という BEPS プロジェクトの打ち出した一般原則とも整合的でないと考えられるため、不断に見直しを行っていく必要がある。

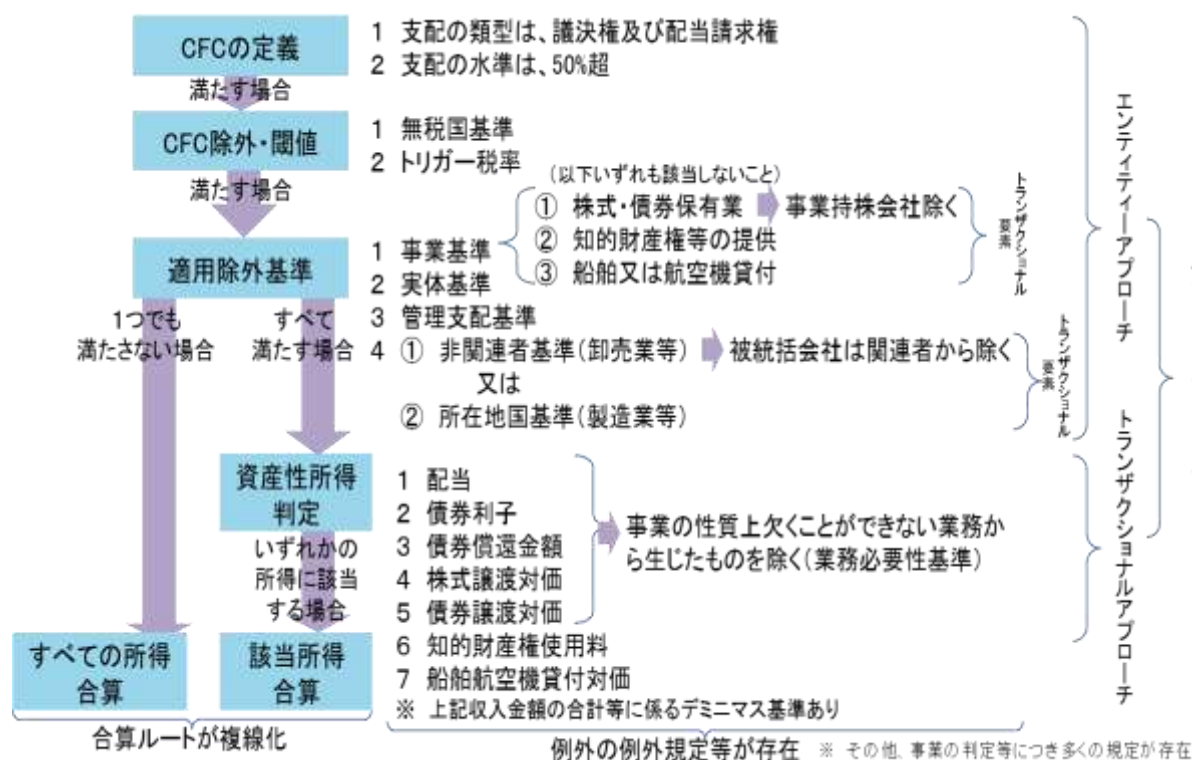
図表 11: CFC 税制の概要

○CFC税制は、軽課税国に実体のない子会社(ペーパーカンパニー)を設置して所得を移転する租税回避行為を防止するために設けられた制度。



※租税負担割合がトリガー税率(現行制度上「20%未満」)を下回る国において、子会社の事業実体を証明できない場合(ペーパーカンパニーなど)、合算課税される  
 ※ただし、航空機リース事業等については、事業実体の有無に関わらず合算課税される

図表 12: CFC 税制のフロー図



#### 4. 税制全体との関係

##### (1) テリトリアル方式への移行との関係

○ 日本の国外所得に対する課税方式は国外所得免除方式(テリトリアル方式)に移行しつつある。こうした方向性を踏まえると、CFC 税制においても、原則として、実体を伴う国外の事業活動に由来する所得は

合算対象に含めず、実質的に国内親会社に帰属すべきと考えられる所得のみを合算対象とするのが、整合的であるといえる。

## (2) TP 税制との関係

- TP 税制は、国境を越えた関連者間における独立企業間価格と乖離した取引による税負担の軽減防止及び国家間の課税権の適正な分配を目的としている。一方、CFC 税制は、軽課税国を利用した不当な租税負担軽減を図る租税回避防止を目的としている。
- このように、TP 税制と CFC 税制の目的は異なるが、実際の適用場面においては対象が重なる場合が多く、相互に関連し、補完の関係にある。
- こうした中、BEPS プロジェクトを受けて、日本では移転価格の文書化に係る措置が既に予定されており、各国においても移転価格の文書化、所得相応性基準の導入、キャッシュ・ボックス(軽課税・無課税地の恩恵を利用するために作られたほとんど従業員を有さず経済活動もしないペーパー・カンパニー)への課税強化の検討など、全体として課税強化の方向にある。こうしたことを十分踏まえて、CFC 税制の検討を行う必要がある。

## (3) 租税条約との関係

- 租税条約においては、納税者の居住地国の課税権と所得の源泉地国の課税権の対象を明確化する方向にあり、事業者自らが得る事業所得等の能動的所得は源泉地国で課税することが一般的となりつつある。CFC 税制の対象範囲についても、租税条約における課税権配分の明確化の方向性を踏まえる必要がある。
- また、租税条約においては、国内に恒久的施設を有しない外国法人の企業の利益に対して課税を及ぼしてはならないという考え方がある。最高裁判例においては、日本の CFC 税制は、内国法人が納税義務者であること、外国税額控除を備えていること等から、合理的な制度と認められている。すなわち、「租税条約(締約国間の課税権の調整により二重課税を排除)の趣旨目的に明らかに反するような合理性を欠く課税制度」であるか否かという基準が示されている。
- これを踏まえると、CFC 税制の検討に当たっては、租税条約の趣旨・

目的に照らして、目的の合理性及び手段の相当性に問題がないか留意する必要がある。

#### (4) 法人実効税率引下げとの関係

- 近年、日本の法人実効税率が低下したことで他国との税率差は縮小しており、今後とも、アグレッシブなタックスプランニングの誘因が大きく強まるとは考えにくい。CFC 税制の検討に当たっては、この点にも留意する必要がある。

## II. CFC 税制の在り方

### 1. 考えられる CFC 税制の方向性

一般に、税制は、企業実態、諸外国の動向及び自国の政策等を踏まえて不断に見直されていくべきものである。問題点が指摘される現行税制はもとより、以下で提示する CFC 税制の方向性についても、仮に今後、I. で述べた前提に変化があれば、それに応じて見直されていくことが望ましい。

#### (1) CFC 税制の目的及び対象

- I. で述べたように、① 経済活動又は価値創造の場と課税を一致させる等、BEPS プロジェクトにおいて示された方向性、② テリトリアル方式に移行しつつある等、日本の税制全体の動向、及び、③ 現行税制が抱える問題点等を踏まえると、まず CFC 税制の目的を、日本の課税ベースを浸食するような国際的租税回避を防止するためのものと明確化すべきであろう。その上で、合算すべき所得は、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得と整理すべきではないか。

#### (2) 制度の簡素化

- 合算対象所得の判定の複線化、適用除外の更なる例外規定の存在、といった問題を解消する方向で制度を簡素化し、課税当局の執行コスト及び納税者のコンプライアンスコストに配慮した税制を設計すべきではないか。

### (3) 合算対象所得の絞り込み方法

- 合算対象所得を絞り込む方法には、米国やドイツが採用するトランザクショナル・アプローチ、フランスが採用するエンティティー・アプローチ、日本が採用する両アプローチを併せたハイブリッド・アプローチの3つがあり得る。
- 行動3最終報告書において、エンティティー・アプローチとトランザクショナル・アプローチは、いずれもベストプラクティスと整理されている。エンティティー・アプローチにおいては、オーバー・インクルージョンあるいはアンダー・インクルージョンを生み出す傾向がある一方、事務負担が少ないが、トランザクショナル・アプローチにおいては、その逆の傾向が見られる。
- 日本の CFC 税制は、従来、エンティティー・レベルの判定により全部合算又は全部非合算となる単線型(エンティティー・アプローチ)を採用していた。その後、平成 21 年度には配当益金不算入制度の導入によるテリトリアル課税方式への一部移行、翌年度には資産性所得の部分合算制度の導入(ハイブリッド・アプローチ)及び事業基準における統括会社の扱いの明確化がなされた。これについて、企業実態面へ配慮しつつ、これとバランスさせる形で必要な課税強化を図ったものという評価もできる。
- ただ、本来、廃止が検討されるべきであった事業基準を維持ししながら対応したため、結果的に「例外の例外」を増やし、制度の複雑化及びコンプライアンス・コストの増加を招いた面も否めない。
- 現行税制のハイブリッド・アプローチにおいては、エンティティー・アプローチにおける簡素化メリットとトランザクショナル・アプローチにおける対象所得の精微化メリットの双方を狙いとしていたものの、実際には、2つのアプローチが複線化して導入されたため、それぞれの利点が必ずしも生かされていない形になっているという見方もある(エンティティー・アプローチによる全部合算に伴うオーバー・インクルージョン等が排除されず、トランザクショナル・アプローチによる事務負担のみが増加)。
- なお、現行の資産性所得への課税には、親会社から付け替えられたとはいえない所得(例えば、組織再編に伴う株式のキャピタルゲイン)



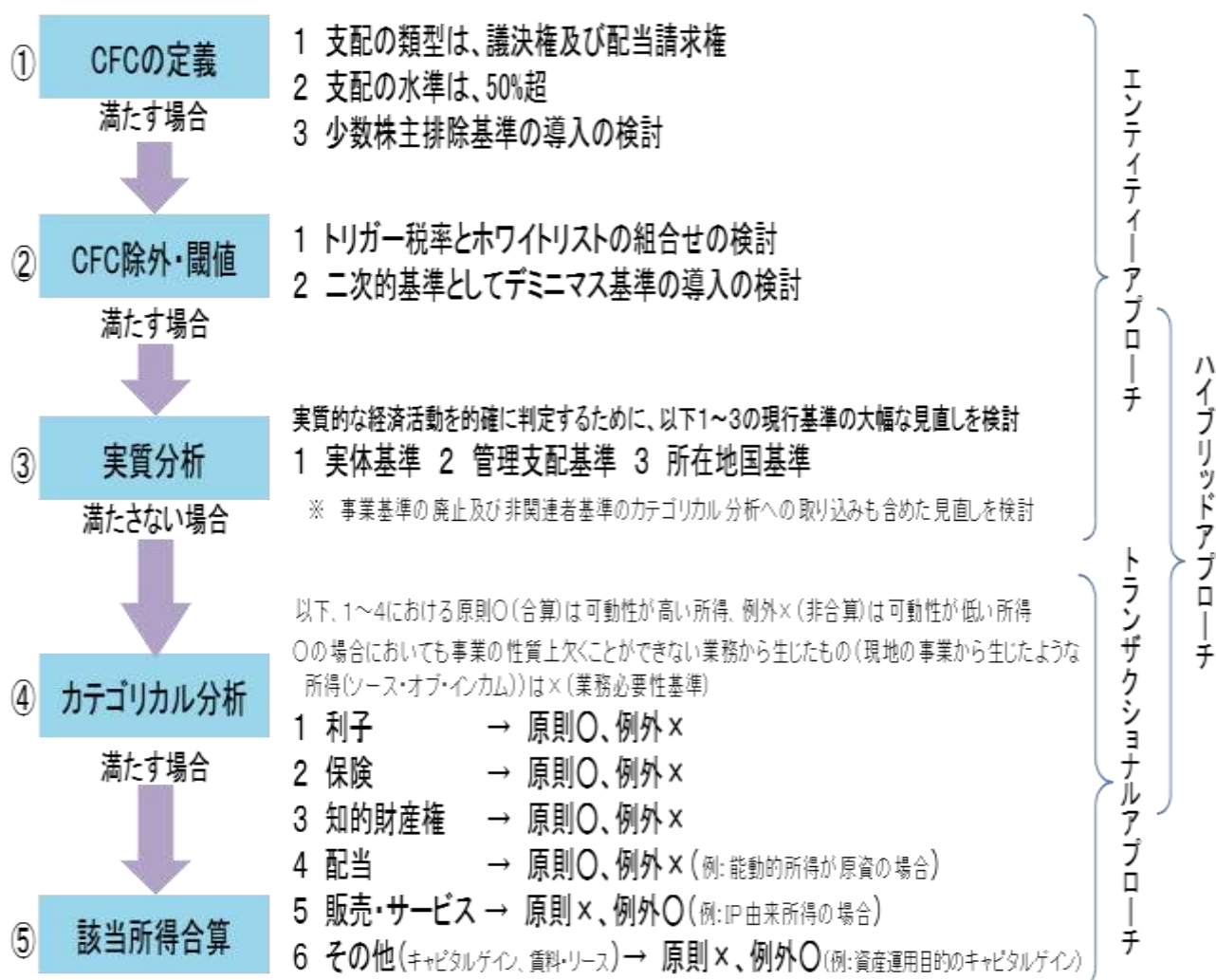
も含まれ得るため、オーバー・インクルージョンを生じさせる危険を伴っている。

- このように、現行税制に対して様々な評価が有り得るところ、現行税制の複線化を維持するにせよ、単線化に復するにせよ、海外展開する日本企業が法人等のエンティティーを基準に機能配置を行う実態等を踏まえ、現行制度同様、入口でエンティティー・レベルの判定により対象外国子会社を絞るハイブリッド・アプローチの枠組みは維持すべきではないか。
- その上で、エンティティー・アプローチとトランザクショナルアプローチの利点(制度の簡素化及び対象所得の精微化)を真に結合するという観点からは、両アプローチを単線化して導入する方式も考えられるのではないか。
- その場合、的確に租税回避行為を捕捉するためには、実質分析の充実が重要である。後述するように、エンティティー・ベースで実質分析を行うことによって生じ得るオーバー・インクルージョン又はアンダー・インクルージョン等を防止する観点から、形式的な運用がなされがちな現行の適用除外基準の大幅な見直しも図るべきではないか。なお、この点は、単線方式の更なる補強をするための重要な論点であるが、本研究会では、実質分析の充実のための方策や、その際のメリット、デメリット等について、時間的制約から十分に議論を尽くすことができなかつたため、今後、更なる検討が必要であろう。
- 一方、実質分析の趣旨は現行の実体基準、管理支配基準、所在地国基準等の枠内での改革のみによっては達成されないのではないかとこの疑問も提示された。当該疑問に基づき、カテゴリカル分析を伴わないまま現行3基準の見直しのみで実質分析をクリアしたものとした場合には、アンダー・インクルージョン(可動性のある資産性所得を適用除外とする場合)が生じる可能性が懸念されるという観点から、行動3における議論も踏まえつつ、③実質分析と④カテゴリカル分析を一体としてトランザクショナル・ベースで合算所得を判定する方式も主張されている。
- 上記を踏まえ、ハイブリッドアプローチを維持しつつ単線化を導入するというコンセンサスをベースに、その具体案のたたき台を研究会の多数意見をベースに現時点で集約すると、具体的には以下図表のと

おりとなる。

- ① 対象となる外国子会社(CFC)の定義、
  - ② 対象となる外国子会社(CFC)の除外・閾値、
  - ③ 実質分析、
- の順にエンティティーレベルでの判定を行い、③実質分析における基準のいずれかを満たさない場合には、
- ④ カテゴリカル分析において詳細な合算対象所得の判定がなされる。

図表 13:考えられる CFC 税制のフロー図



※ アンダーインクルージョンを懸念する観点から、実質的な経済活動を行っている外国子会社が稼得する可動性の高い所得を捕捉するために、エンティティーベース(事業体単位)で実質分析を行うのではなく、トランザクショナルベース(取引単位)で③実質分析と④カテゴリカル分析を組み合わせて行う案も主張された。

## ○ 超過利得分析

行動3最終報告書は、超過利得分析をオプションの1つとして提示している。これについては、以下の論点がある。

- 超過利得分析は、知的財産の評価や販売サービス所得からの知的財産由来所得の抽出の困難性を克服する利点があるとされる。一方、知的財産に由来する所得以外の所得も捕捉される(オーバー・インクルージョン)懸念がある。
- 米国等、一部の国では議論はされているものの、現状、採用した国は存在しておらず、当制度の有効性は不明である。
- 各国が超過利得分析を採用すると、基本的に締約相手国の事業所得に対する課税権の行使を禁止する租税条約との関係が問題になる。租税条約の趣旨・目的との整合性の観点からは、第三国由来の所得が含まれる可能性があること、付け替えが容易でない所得を区分できず計算方法の適切な設定が困難であること、等の点について整理する必要がある。
- 国際課税において超過利得のみを課税することと、国内課税において超過利得を区別せずに法人利得に課税することとの整合性についても要検討である。

以上を勘案すると、超過利得分析の採用は中長期的に検討に値するオプションと考えられるものの、当面は、諸外国の動向も見極めつつ慎重に検討すべきではないか。

## 2. 具体的な検討(各判定段階における基準等の考え方)

### ① CFC の定義(支配の定義含む)

#### 【対応案】

- 支配基準と集中所有基準の組合せを検討。

#### 【基本的な視点及び検討の方向性に基づく考え方】

- CFC の定義における支配の基準は、国内親会社から外国子会社への所得の付替えの容易さを判定するための基準と位置付けられる。
- これを踏まえ、支配の基準は、支配の確実な 50%超の持分としつつ、支配に影響を及ぼさない少数株主を排除するための新たな基準の導入が考えられるのではないか。

- 例えば、協調行動のおそれのない一定の持分比率を下回る少数株主を支配の判定から除外するいわゆる集中所有基準の導入が考えられるのではないか。

## ② CFC 除外・閾値要件

### 【対応案】

- 税率除外とホワイトリスト、デミニマス基準の組合せを検討。

### 【基本的な視点及び検討の方向性に基づく考え方】

- CFC 除外・閾値要件は、所得の付替えリスクが低い国や取引を除くための基準と考えられる。
- これを踏まえ、画一的な税率除外(現行法におけるトリガー税率)に加え、有害税制を備える蓋然性が低いと見込まれる国(BEPS 行動計画にコミットした国のうち、OECD により有害税制が指摘等されている国を除く)を CFC 税制の適用除外対象とするホワイトリストにおいて指定する、新たな方法の導入等を考えるべきではないか。
- トリガー税率の水準は、少なくとも現行を超えないようにすべきではないか。
- また、所得の付替えを判定するための二次的な基準として、執行上の負担軽減にも資する新たなデミニマス基準(例えば、一定の利益以下の外国子会社を CFC 税制の対象外とする基準)の導入が考えられるのではないか。

## ③ 実質分析

### 【対応案】

- BEPS 行動 3 報告をベースに実質分析のためにどのような要素を考慮すべきか大幅な見直しを検討する。
- そのために現行の実体基準、管理支配基準、所在地国基準については合算対象所得について実質的な活動が行われていることを保証する基準として十分かどうか、大幅な見直しを検討する。
- その際、事業基準の廃止並びに非関連者基準のカテゴリカル分析への取り込みも検討する。

### 【基本的な視点及び検討の方向性に基づく考え方】

(事業基準及び非関連者基準)

- 現行法における事業基準及び非関連者基準は、それぞれ業種に着目して付替えの容易な一定の所得をカテゴリ化する目的で設けられた基準とも考えられる。
- しかし、CFC 税制が事業体単位で合算判定をするエンティティー・アプローチを前提としているが故に、そのような所得が主たる事業であった場合に、(主たる事業以外の事業に紐づく所得も含めて)すべての所得が合算されるため、オーバー・インクルージョンが生じているおそれがある。
- このようなオーバー・インクルージョンを防止し、制度の簡素化にも資するよう、事業基準の廃止及び非関連者基準のカテゴリカル分析への取り込みも含めた各基準の大幅な見直しが考えられるのではないか。

(実体基準及び所在地国基準)

- 実体基準及び所在地国基準について、これらをどのように見直すかという点は、単線化アプローチに復する上で重要なポイントである。
- まず、現行の実体基準等は行動3最終報告書が例示する実質分析のオプション3に近似するものであり、また、主たる事業、すなわち、所得カテゴリーに着目してケース・バイ・ケースで運用されている実務を踏まえると、スタンド・アローンの基準として一応機能しているという見方もできなくはない。実際、資産性所得に対する課税実績がほとんどないことは、その証左ともいえるかもしれない。
- 他方、アンダー・インクルージョンを懸念する立場からは、例えば、行動3最終報告書にオプションとして示されている実質分析、すなわち、稼得所得に対する従業員の実質的貢献分析、事業体が引き受ける事業に係るリスク・機能分析等の導入について検討することも考えられる。ただ、これは、行動3最終報告書も示唆するように、TP 税制におけるリスク・機能分析と同じ手法を CFC 税制に新たに持ち込むことを意味している。したがって、行動8-10最終報告書を踏まえて行われることが見込まれる TP 税制の見直しを十分に見据えた上で、検討を進める必要があろう。

(管理支配基準)

- 管理支配基準については、そもそも CFC 税制においては子会社

は親会社の支配下にあることが前提となっており、実際、親会社と子会社が経営戦略を共有していることが多い。こうした、親会社と子会社との一体的なグループ経営の進展といった海外展開の実態及び行動3最終報告書のいずれのオプションにも該当しないこと等を踏まえ、現行の管理支配基準の在り方を検討することも考えられるのではないか。

- 上記いずれの基準についても、日本企業の実態を踏まえた丁寧な検討が必要である。

#### ④ カテゴリカル分析

##### 【対応案】

- 関連者間の利子は原則対象としつつも、非関連者間の利子は例外的に対象外とすることも検討。また、関連者間の利子であっても業務上必要のある場合には例外的に対象外とすることも検討。
- 保険所得は原則対象としつつも、保険事業ライセンスに基づき様々な規制に則って実体的なビジネスを行う保険会社による第三者源泉のリスクを負う保険所得は、原則として合算対象としないことも検討。
- 知的財産権に係る所得は原則対象としつつも、例外的に可動性の低い所得(例;外国子会社自らの開発の成果に係る特許権等、事業の用に供しているもの等)は対象外とすることも検討。
- 配当は可動性の高い性質もあることから原則的に対象としつつも、例外的に能動的所得を原資としている場合は対象外とすることも検討。
- 販売・サービス所得は能動的所得であることから原則対象外としつつも、例外的に可動性の高い所得に限定することも検討。
- 賃料・リース料、キャピタルゲイン(例:組織再編等の事業上の理由であって、親会社からの所得の付替えとは考えられない株式のキャピタルゲイン等)は原則対象外としつつも、例外的に可動性の高い所得に限定することも検討。

##### 【基本的な視点及び検討の方向性に基づく考え方】

- カテゴリカル分析は、所得の付替えの容易さについて、各所得の

- 可動性に着目した基準であり、原則として可動性の高いと考えられる所得は合算対象とし、可動性の低いと考えられる所得は合算対象外とするのが妥当ではないか。
- また、可動性の高い所得の付替えの容易性を判定する観点から、外国子会社が所得を関連者から得ているか否かを確認するための非関連者基準の導入について検討することも考えられるのではないか。
  - さらに、現地の事業から生じた所得か否か(所得の源泉)を判定するために、各個別所得の合算対象の判定において可動性が高いとされた所得であっても、事業の性質上欠くことができない業務から生じたもの(現地の事業から生じたような所得)は、対象外とすること(業務必要性基準)も検討すべきではないか。
    - 行動3最終報告書においてもカテゴリカル分析の一類型として所得の源泉(source of the income)及び関連者の要素が提案されている。
  - なお、カテゴリカル分析は日本企業の海外事業活動の実態を前提としなければ実施困難であり、何を基準として所得の可動性の有無を確認すればよいのか不明とする企業も多い。また、相当の事務負担の増大が予想される。こうしたことを踏まえると、カテゴリカル分析の基準に関しては、今後、日本企業の海外展開に関する詳細な実態把握など更なる慎重な検討の上で具体的な基準の整備を進めていくべきではないか。

## ※ 二重課税の防止又は除去

### 【対応案】

- 同一所得に対して日本を含む複数国の CFC 税制が適用された場合の外国税額控除の導入の検討。
- 国内親会社が有する外国子会社株式の譲渡益のうち、過去に CFC 税制による課税済み所得の免除の検討。

### 【基本的な視点及び検討の方向性に基づく考え方】

- 同一所得に対する CFC 税制の適用や課税は、明らかな二重課税のため、これを排除する措置を設けることが必要ではないか。

### 3. 考えられる CFC 税制の方向性を念頭に置いた当面の対応

- 具体的な制度の詳細設計に当たっては、十分な実態調査が必要であること、上記制度(特にカテゴリカル分析)を直ちに導入した場合に課税当局及び制度の対象になる企業に過度な負担が掛かるおそれがあること、行動3最終報告書を踏まえた欧米各国の国内法改正の具体的な動きは、現在のところ見られないこと等の点に鑑み、当面の対応としては現行法の枠組を維持するという考え方も有り得る。
- その場合にも、考えられる CFC 税制の方向性に沿って、喫緊の問題に対応するために、例えば、①少数株主排除基準の導入、②事業基準(とりわけ航空機リースに係る事業基準)の廃止、③トリガー税率とホワイトリストの組合せの導入、④キャピタルゲインの除外(例えば組織再編)、などの措置が必要ではないか。

## Ⅲ. その他の国際課税制度に関する検討課題

### 1. インバージョン対策

- 日本においては、平成 19 年の会社法改正における組織再編成対価の柔軟化措置により、親会社株式を対価にした合併(いわゆる「三角合併」)が可能になった。これにより、日本においても国内親会社(本社)と外国子会社の資本関係を逆転させ、登記簿上のみ本社を外国に移転する、いわゆるインバージョンを行うことが可能になった。
- 日本企業がインバージョンにより登記簿上、本社を軽課税国に移転させると、税負担の軽減が可能になる。これを踏まえ、平成 19 年、米国の立法例に倣い、インバージョン対策税制が導入されている。
- しかし、日本企業の海外展開の実態は、あくまでも製造や販売等の本社機能の一部を海外に移転するものが基本で、本社機能そのものの海外移転までは行われていないと見られ、かつ、日本企業は欧米多国籍企業のようなアグレッシブなタックスプランニングを実施するインフラの整備もなされていないものと見られる。
- また、日本は(米国と異なり)既に配当益金不算入制度の導入によりトリリアル方式に移行しつつあり、法人実効税率も引き下げられてきたため、インバージョンのインセンティブ自体が低下しているものと考えられる。
- BEPS プロジェクトにおいても、インバージョン対策に焦点を当てた具体



的な提言はなされていない。

- これらを踏まえれば、日本における既存のインバージョン対策税制の強化は、中長期的な検討課題として扱うのが適当ではないか。

## 2. その他の事項

### ① 移転価格税制

→ 無形資産、国外関連者基準の扱い、等

### ② 過大支払利子税制

→ 損金算入対象利子の比率

### ③ ロイヤルティ等の減免措置、等

→ 租税条約による源泉税の減免の推進

(以 上)